

平成 21 年 1 月 9 日

**端株式ご所有の株主様へ**

株式会社 S J ホールディングス  
代表取締役会長兼社長 李 堅

**端株制度終了に伴う端株処分代金のお支払いについてのお知らせ**

当社の端株をご所有の端株主の皆様には、平成 20 年 6 月 27 日付送付させていただきました「端株式買取制度ならびに端数株式処分代金のお支払いのご案内」にてお知らせいたしましたとおり、法律の規定により、平成 20 年 9 月 30 日付をもって、端株制度が終了いたしました。

これに伴い、平成 20 年 9 月 30 日最終の当社端株原簿に記載または記録された端株主の皆様に対し、平成 20 年 10 月 1 日のジャスダック証券取引所市場の終値（24,570 円）にて、当社が取りまとめて一括処分を行い、その所有端株数に応じた端株処分代金を、本年 12 月中旬にお支払いする予定である旨をご案内申しあげておりました。

しかしながら、端株処分代金に係る税金のお取扱いが不明瞭であったため、そのお支払いを現在まで延期させていただいておりました。

このたび、端株処分代金に対し「みなし配当」課税とすることが確定いたしましたので、その旨ご案内申しあげます。

なお、端株処分代金の皆様へのお支払開始は、平成 21 年 1 月 26 日（月）を予定しております。

平成 21 年 1 月 23 日（金）に「端株処分代金領収証」（銀行口座振込みご指定の方には「計算書」および「振込先のご確認について」）を、お届出住所にお送り申しあげる予定です。

以上